

令和7年度大磯町教育委員会第3回定例会議事録

1. 日 時 令和7年6月19日（木）
開会時間 午後1時30分
閉会時間 午後3時25分
2. 場 所 大磯町立福祉センターさざれ石
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
櫻 田 京 子 委員
武 沢 護 委員
鈴 木 孝 善 委員
加 藤 敦 教育部長
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長兼図書館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
須 田 幸 年 学校教育課主幹兼教育指導係長
上遠野 聡 （書記） 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 トーリー 二葉 教育長職務代理者
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事（こども政策・子育て支援対策本部担当）
小 林 琢 哉 子育て支援課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
5. 傍聴者 1名
6. 付議事項
議案第6号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱について
議案第7号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について
7. 報告事項
報告事項第1号 春季企画展「大磯のひな人形」の開催結果について
報告事項第2号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
報告事項第3号 いじめに係る対応等について
8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年度大磯町教育委員会第3回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項2件、報告事項3件でございます。

本日は(4名全員)、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和7年度第2回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和7年度第2回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和7年度第2回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和7年度第2回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

続いて、教育長報告をさせていただきます。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

「大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

こちらは、令和7年5月中に教育長が臨時代理処理した事項となります。

詳細につきましては、後ほど報告事項第2号として担当よりご報告させますのでよろしくお願いいたします。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第6号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱について】

教育長) それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第6号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第6号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱について』、本文については省略いたします。

令和7年6月19日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。
教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。
学校教育部長) 議案第6号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「大磯町学校運営協議会規則」第7条の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第6号「大磯町学校運営協議会委員の委嘱について」、説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

本議案は、大磯町学校運営協議会規則の規定に基づき、大磯町学校運営協議会委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

議案第1号及び説明資料の2ページをご覧ください。

今回、提案させていただく委員は、令和7年度5月定例会での付議以降に学校運営協議会委員として御内諾をいただき、大磯中学校を通じて新たに追加申請のあった方となります。

なお、説明資料の5ページには、令和7年5月15日時点の学校運営協議会委員一覧を載せております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

なし

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第6号「大磯町学校運営協議会委員の委嘱について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第7号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について】

教育長) 次に、議案第7号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いいたします。

書記) 議案第7号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」、本文については省略いたします。

令和7年6月19日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第7号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第4条の規定に基づく、委員の任期満了に伴い、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第7号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在の大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間となっております、この6月30日で満期となります。

任期満了に伴い、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、新たな委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、いじめ問題対策・調査委員会の設置等に関する法令の抜粋でございます。

このうち2ページの「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則」中、第4条に「委員の任期は、2年とし、再任を妨げない」とありますので、今回、提案させていただく委員の中には、再任の方もいらっしゃいます。

4ページは、今回の改選前における、いじめ問題対策・調査委員会委員の名簿でございます。このうち、再任となりますのは、古谷泰宏氏、芳川玲子氏、古屋茂氏、それから米山絵美氏、猪股誠司氏でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

教育長) よろしいでしょうか。

<質疑応答>

教育長) 改選前の委員名簿によると、竹内・守屋・同前氏が改選になって、別の方が選ばれたということですね。

鈴木委員) いじめ対策の調査委員会ですけど、この会議は年に何回くらい開催されていますか。

学校教育課主幹) 年2回、7月と1月に行っています。

鈴木委員) 特に何か問題が起きたときに、臨時にこういう委員会が開かれるということはあるですか。

学校教育課主幹) いじめ問題の、その状況によって臨時で開かれることもございます。

以上になります。

教育長) いじめ問題対策・調査委員会から委嘱された人が、いじめ重大事態の調査委員会の

メンバーになって、この3月24日に終了したということですよ。

だから、母体はいじめ問題対策・調査委員会からメンバーが選ばれているという認識でよろしいでしょうか。

学校教育課主幹) 現状は、第三者調査委員会、選ぶときに、こちらの大磯町いじめ問題対策・調査委員会の中から、こちらのほうで必要な方を選任して、対応を行っております。

以上になります。

教育長) ちなみに、確認しますと、先日、3月24日に終了したいじめの第三者委員会に選ばれた人が、弁護士である古谷泰宏様、そして古屋茂様、そして猪股誠司様、この3名が調査委員になったということですね。

学校教育課主幹) 今教育長がおっしゃられたように、この委員の中から、古谷茂氏、古谷泰宏氏、猪股誠司氏が第三者委員会の調査委員として引き続き対応していきます。

以上になります。

教育長) ほかにご質問はございませんでしょうか。

教育長) 審議を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第7号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第7号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第1号 春季企画展「大磯のひな人形」の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項に移ります。それでは報告事項第1号「春季企画展「大磯のひな人形」の開催結果について」、事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第1号 春季企画展「大磯のひな人形」の開催結果について説明いたします。資料1ページをご覧ください。

大磯町郷土資料館では、令和7年3月1日から5月11日にかけて、春季企画展「大磯のひな人形」を開催いたしました。

3月3日は桃の節供とよばれ、ひな祭りが行われます。桃の節供とは何か。なぜひな人形を飾るのか、大磯ならではのひな祭りのあり方を、郷土資料館が所蔵するひな人形により考察しました。

6に記載の会期中の観覧者数ですが、合計6,201人で1日当たりの観覧者数は103.35人でした。

また、関連企画といたしまして、3月15日、4月12日、5月11日には当館学芸員が展示解説を行い、参加人数はそれぞれ7人、20人、20人でした。

その他、3月1日から4月30日にかけては、旧吉田茂邸と郷土資料館休憩室において、地域の方々が作られた、つるし雛の展示を、また、2月21日から3月27日にかけては、茶室「城山庵」において郷土資料館所蔵の七段飾りを展示しました。いずれの会場においてもたいへん盛況を博しました。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

武沢委員) この内容には直接関係ないのですが、実は、先日、明治記念公園のほうを拝見するときに、学芸員の方から非常に詳細な説明をいただき、相当優れた学芸員だったという記憶がありまして、今現在、大磯町の学芸員、郷土資料館の学芸員の方って何名いらっしゃるのですか。

郷土資料館長) 現在、正職員は5人おります。館長である私を含めまして5人です。私も学芸員、自然分野の学芸員を担当しております。

その他に、歴史分野が3人、民俗分野が1人です。

その他、会計年度任用職員で、自然史系の学芸員が1人おります。

以上です。

武沢委員) 当日は女性の方だったのですが、非常にはきはきと、職員もびっくりしていたくらいなので、ああいう方たちがぜひいろいろな企画展とか、いろいろなものを積極的に発信するということがすごく重要だなと思いますので。

皆さん、あれですか、郷土資料館に勤務されている、あそこに事務所があるのですか。

郷土資料館長) 昨年度までは、郷土資料館と旧吉田茂邸を一体的に運営しまして、職員が郷土資料館にも旧吉田茂邸にも配置されていたのですが、4月以降は旧吉田茂邸運営支援事業ということで、大磯ガイド協会に窓口運営をしていただいておりますので、基本的には、職員は郷土資料館において全員業務を行っております。

武沢委員) じゃあ、このひな人形の企画展も学芸員のどなたかか、みんなで企画・運営をしたということですか。

郷土資料館長) 「大磯のひな人形」に関しましては、民俗の担当の学芸員が主となって実施しております。

以上です。

武沢委員) ぜひ積極的に大磯のいろいろなコンテンツというか、文化を発信していただければと思って。

この間、大学にいたら、大学の文化推進の連中も、大磯に大隈さんがいることも知らなかったのですよね。だから、それは大磯町の宣伝不足ということを感じましたので、ぜひいろんな分野で。

学芸員の方、せっかく優秀な学芸員がたくさんいらっしゃるのだから、頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

郷土資料館長) ありがとうございます。

櫻田委員) ご説明ありがとうございます。

印象なのですけども、ひな祭りって、3月3日で、3月の行事かなみたいな印象があり、展示解説が3月15日と4月と5月ということで、かなり長丁場でなさっているのだなという

印象がありました。

人が沢山来てくださるのはいいのですが、3月で7人というのは寂しいなと思い、もう少し集中的にこういう企画展ってやったほうが逆に人が集まるかなという印象でございます。

よろしくお願いします。

教育長) その辺りのコメントをお願いいたします。

郷土資料館長) ご意見、ありがとうございます。

3月3日が桃の節句ということで、会期は3月ということがよろしいかなと思ったのですが、大磯の桃の節句では、ひな人形を4月に飾られるお宅も結構多く、5月まで伸ばしたのですが、観覧者からは、会期が長すぎるじゃないかということ、意見をいただいております。

次回以降はそれを留意しながら、4月の第1週とかというような形で設定しようと思っております。

また、展示解説におきましては、今ご意見を言われましたとおり、分散し過ぎて人数が十分に集まっていなかったと思いますので、もう少しコンパクトにまとめて実施していきたいと思っております。

以上です。

教育長) 令和6年の企画展示は何件あったのでしょうか、ちなみに。

郷土資料館長) 令和6年度の企画展は、全部で5本行っております。

内容について説明いたしますと、まず、春に朝鮮通信使展の展示を行いまして、続いて川端誠さんの絵本原画展、続いて、芸術家であります加山又造展と、それとひな人形展と、あと考古資料展を開催しております。

以上です。

教育長) ありがとうございます。

観覧者数も大体毎回6,000人程度という感じでしたでしょうか。6年度は。

郷土資料館長) 観覧者数につきましては、1日平均の人数はばらつきがありまして、大体秋に実施する企画展が多く、続いて春という状況なのですが、夏場は、立地が城山公園という自然公園の中にありまして、7・8・9月は人が集まりにくいのです。そういった立地も影響しまして、夏と冬は少ないという状況でして、1年間を通してずっと1日平均100人というわけじゃなくて、季節によって1日平均60人の月もあれば、120人の月もあるというように波がある状況でございます。

以上です。

教育長) ほかにございませんでしょうか。

お願いします。

鈴木委員) 大磯のひな人形を飾るというようなことで、展示ということが中心で開催されていますけど、つるし雛を大磯の方がつくられているということで、このつるし雛を子どもたちというか若い世代に、そういう作り方というか、伝える必要があるのではないかと思いますね。

その辺はどこか、やられていることはあるのか。またもし余裕があれば、私としては、子どもたちとかということを集めて、若い人を集めて、そういうつるし雛とか、伝統的な作り方を継承してもらいたいなというふうに思うのですけども、いかがでしょうか。

郷土資料館長) つるし雛の展示というのは、郷土資料館においては初めて行ったような状況でございます。

大磯町役場の東隣にあります鳴立庵におきましては定期的に行われておりまして、いずれも大磯町内で活動されている、つるし雛を製作するサークルの方がいらっしやいまして、その方々が提供されております。

郷土資料館におきましては、この展示を機会に初めてコンタクトを取りまして、町内にこういった活動をされている方がおられるというのは初めて知ったような状況でございます。今後の支援なども含めて、郷土資料館のできる限りのことを進めていきたいと思っております。

以上です。

教育長) 関連して、北水館長にお聞きしたいのですが、明治記念大磯邸園と郷土資料館との関係はどういうことでしょうか。特に、明治記念大磯邸園と郷土資料館との関係は、どういうことでしょうか。特に、明治記念については。

郷土資料館長) 明治記念大磯邸園と郷土資料館につきましては、連携をとっております、明治記念大磯邸園は、大隈、陸奥、西園寺、伊藤という、4人の明治の政治家にゆかりのある建物が保存されているのですけれども、その資料提供、情報を提供いたしまして、活用していただいております。その他、邸園の案内は長谷川が行っております。一昨年までは、私が案内しておりました。その他、関係する内容としましては、大隈、陸奥、西園寺、伊藤のゆかりの建物は、いずれも大磯町の有形文化財に指定されております。文化財保護の観点から、文化財専門委員にご助言をいただいて伝えるというようなこともやっております。

以上です。

武沢委員) 関連して、長谷川さんでしたね。長谷川さんにも先日お話をしていたのですけど、早稲田大学にたくさん大隈の資料があって、ぜひ長谷川さんにも早稲田大学の図書館で文献調査もしていただいて構いませんよと言っておきましたので、もし何かあったら、私、窓口になりますし、直接早稲田の図書館に問合せしていただいてもいいですし。

せっかくなので、大磯町と早稲田と、いろいろな資産を共有して、もっと世の中にPRしていくということが重要かなと思っていますので、併せてそれもよろしくお願ひしたいと思いますし、せっかくいろいろな企画展をやられているのであれば、何かこう、もうちょっと、宣伝をする場というのですかね。観光協会だけじゃなくて、駅のどこか、コーナーに、今、たくさんの方が大磯町に、シニアの方たちがハイキングなんかに来ますよね。そのときにぱっと目につくような、駅構内の掲示板とか、何かそこに定期的に郷土資料館の企画とかをPRするとか。例えば、最近はYouTubeとかを非常にやっている、見る人も多いですので、YouTubeで大磯の町の文化的なものをネットで公開するとか、いろいろと積極的に取り組まれたほうがいいかなと。

せっかくたくさんの文化人が大磯に住んでいますし、画家もたくさんいますので、何かもっ

たいないなという気がしていますので、ぜひよろしく願いいたします。

教育長) 大磯全体でいうと、実業、政財界の方が、昭和の2、3年の頃、235人もいて、大磯町の人口の、当時1万5,000人もいない、1万人台のときに、235人もいたという密度は、すごく高いもので、しかも寄付金をたくさんもらったという資料も、何の条約の時から、いただいて、富田さんから教えてもらったのですけど。

ちなみに学芸員の紹介をいたしますと、富田さんは歴史関係。

郷土資料館長) 歴史で、専門は近世です。

教育長) 近世。

そして、鷹野さん。

郷土資料館長) 鷹野と長谷川が、歴史で、専門は近代です。

教育長) 近代で、吉田茂の専門が鷹野さん。

郷土資料館長) そうです。

吉田茂の担当が鷹野で、明治記念関係が長谷川です。

教育長) それからもう一つ、私もついでに、武沢さんと同じに、早稲田大学の卒業生で。非常に大隈重信については興味が元からあるのですが、大磯町の明治記念大磯邸園の南側に、大磯が町有地を持っているということも、その町有地をどのように使うか、それは仮に早稲田大学の校友会としてそれをお借りするような話は。

それは郷土資料館長に聞いてもあれですね。

という話を、ちょっとしたことがあるのですけど、その辺の情報を部長は持たれていますでしょうか。

教育部長) こゆるぎ緑地という、滄浪閣の西側の西園寺邸の海側に、こゆるぎ緑地という都市計画課が管理している緑地があるのですけど、松の木が植わっている。そちらについては、緑を保全するため、町が事業者から購入したと思うのですけれども、ですから、何も活用しないということではなくて、木を保存していく、そういう位置付けで今はやっているのかなと。

教育長) 大隈邸の南側の土地。古河と。西湘バイパスの間の。

教育部長) 海側のほうは、特別緑地という形で、大磯町がやはり買った土地でございまして、その北側は国の土地になっておりまして、その土地は一体的に整備していきましようという形になっています。

ただ、維持管理は、お金の話になりますけど、お金の出所は町と国と、分けなきやいけないとか、そういう土地になっております。

あとは、一体的に活用はしていくというような扱いになっています。お客さんに見ていただくとか、そういったことは一緒にやっていこうという形になっています。

以上です。

教育長) 明治記念邸園の入場者数も限られていて、そこに大隈重信ゆかりの別荘の南側が大磯町の管理下にあるということで、例えばお土産物屋さんで考えてみると、何とかできれば非常に人が来るのではないかなという案をちらっと話題にしたことがありますけど、その辺りは、特に見通しは、町有地を活用するという。

郷土資料館長) 明治記念大磯邸園ですけれども、国のエリア、また、町のエリアということで、国と町が協力して整備を進めておりまして、今後の活用なのですけれども、町エリアに関しまして、直接私が話せる内容かどうか分かりかねる部分もあるのですけれども、今後、指定管理などの導入等も検討されているようでして、指定管理を導入した以降は、どんどん教育普及活動を進めていく、盛り上げていくような事業を導入していくというような話を聞いております。

また、物販に関しましては、郷土資料館で、明治 150 年記念冊子、「未来へつなぐ想いーわたしたちの大磯の歴史ー」という本を令和 4 年度に作成いたしまして、そういった郷土資料館が作成しました歴史に関する本を明治記念大磯邸園で今後販売していただけるように、調整をしているところでして、他に町で作成したものなども置いていただくようなことを、今後要望していきたいと考えております。

以上です。

教育長) ありがとうございます。

長々と失礼いたしました。

【報告事項第 2 号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について】

教育長) 次に、報告事項第 2 号『大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則』について、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) それでは、報告事項第 2 号「大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

はじめに、改正概要です。

刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、刑の種類のうち、「懲役」及び「禁錮」を統合した「拘禁刑」が創設されました。

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則において、「懲役」又は「禁錮」という記載の字句を「拘禁刑」とする必要があるため、規定の一部を改正するものです。

また、労働者災害補償法施行規則の規定の内容に合わせ、地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正されることを踏まえ、休業補償を行わない場合についての規定を合わせて改正するものです。

次に、改正内容です。

拘禁刑（こうきんけい）の創設による字句の改正で、「懲役、禁錮」を「拘禁刑（こうきんけい）」に改める見直しを行うとともに、休業補償を行わない場合の規定の明確化のための見直しを行います。施行日は令和 7 年 6 月 1 日とし、規則の施行に伴う施行前と施行後の経過措置について定めます。

参考として、2ページには、刑法改正の背景、拘禁刑（こうきんけい）創設の背景及び刑罰の種類を、3ページには改め文を、4ページには新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

「大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」に係る専決報告の内容については、以上でございます。

<質疑応答>

教育長） 拘禁刑と条例がどう結びつくのかというのがよく分からなかったですけど、法律の一部に入っているということなのですね。

学校教育課長） 条例の施行規則の中に、その「懲役」、「禁錮」という文言が入っておりますので、法律が変わったことによって、それを「拘禁刑」に改めております。

以上です。

教育長） よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 いじめに係る対応等について】

教育長） それでは、報告事項第3号『いじめに係る対応等について』を議題とします。

報告事項第3号については個人情報を取り扱う内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員） 異議なし。

教育長） ご承認いただきましたので、報告事項第3号については、秘密会といたします。

傍聴者は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

～ （秘密会） ～

教育長） それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第3号『いじめに係る対応等について』の報告がありましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長） 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

<質疑応答>

櫻田委員） 以前いただいている教育委員会の資料で、わくわくプランというのが出て、令和5年から始まっているというのを知りまして、今、2年くらいたってから、何かこの辺が進んでいるというところがあったら、教えていただけるとうれしいです。

学校教育課主幹） わくわくプラン自体の資料は今、手元にないですね。

わくわくプランの中で、概要版が1枚のもので、3番、教育政策の目標と基本施策のⅡのと

ころに、子どもの学びを支える教育環境の整備というところがありまして、そこで項目が、こんなことを目指しますという項目がずらっと並んでいるのですけれども、例えばその中の進捗で言いますと、多様な教育的ニーズに対応した教育というところかというと、やはりここは、教育的ニーズに全部対応していくと、今度は働き方改革との不整合が出てきちゃうので、働き方改革とセットで対応しておるところでございます。

例えば、教育長がおっしゃるチーム担任制を今小学校の中学年・高学年で、教科担任制を拡充して、できるところから広げてもらっているという状況です。

それから、あとは、スクールカウンセラーのほうも一人増員して、子どもの対応もそうなのですけれども、大人の悩みを聞くスタッフとしても活用しているところがございます。

それから、あと、令和6年度から始めている部活動改革というのが非常に、大磯としては非常に力を入れているところで。そこで、まだ教員対応が多いのですけれども、少しずつ地域の方を交えて、少しずつ地域と一緒に指導できるような環境を整えようというふうに思っています。

それから、あと、その中のインクルーシブ教育のところの推進について、通常級も支援級の子ども一緒に学べるように各学校で時間割を工夫したり、教育支援員さん、指導協力員さんは町の会計年度で引き続き対応していただいて、それプラス去年から校内教育支援センター支援員というのを、県費の職員として配置があります。今年は学校生活員という名前に変わってしまったのですけれども、1人そういう方も、各中学校区に1名ずつ配置されていて、週1回の対応なのですけれども、支援をしながら、居場所づくりも確保しつつ、そういう子たちも段階的な支援で、可能な限り通常級で活動できるような配慮をしています。

それから、あと分かりやすいところと言うと、情報教育・ICT環境の充実のところなのですが、令和5年の1月に、教職員の校務パソコンの整備をしまして、そこでその校務支援ソフトを新しくしたり、一番大きな所は、学校間共有のネットワークを作って、各学校、今ネットワークがつながっていて、フォルダー感覚でデータを、ファイルを入れると一瞬で各学校に共有できるようなシステムがあって、そこで少し働き方改革、それから整備をして、例えば教材を共有するとか、今後は例えば小・中、小6から中1に上がる子たちの、支援シートじゃないですけど、そういう共有をしたりとか、そういうところにつながるいいかなというふうに思っています。

それからあとは、令和8年度、来年度の夏で今使っているタブレットの更新が、ありまして、セカンドGIGAと言いまして、次のタブレット端末、来年の9月から新しいiPadを予定してまして、それについての計画をしています。

それからあとは、授業の週案という者を今教員が作っているのですけれども、それをデジタル化してソフト化したものの導入を今年はしていきます。

その効果としては、なるべくエクセルのプルダウンリストを利用して、なるべく選択制で授業内容の計画が、その項目が選択型で出るようにして、先生方の負担を軽減していくというような形のものを、今両小学校のほうで導入をしています。

あわせて、今大磯中学校のほうでAIの研究も始めて、例えば所見。学級での子どもたちの

所見を書くところをゼロベースでやらないで、こんなことを書きたいという箇条書きにした文が文章になるとか、そういったところに活用ができる。あるいは、研究授業の指導案等にも活用できるかなというところで、大磯町のセキュリティポリシーに反しない範囲で何ができるかというところから研究を始めていくようですので、そういったことが挙げられます。

大きなところでは以上になります。

櫻田委員) ありがとうございます。

あと1点なのですけれども、私、大学で教えていて、生成 AI 問題がすごく最近問題になってきていて。学生が本当に使いまくっているのですね。

それで、恐らく今後、ICT が進むと、中学生とか小学生とか、その辺も使うようになっていく時代が来るのかなと思うのですが、町としてそういう何かガイドラインとか、そういったものって何か今用意されているのでしょうか。

学校教育課主幹) 現状は、ガイドラインは作っていないので、研究しながらガイドラインはやっぱり必要だという話にはなっていると思っています。というのが、国語の読書感想文とか、もはや機能しないのかなと思っています。作文関係も、本当にもう子どもたち、かなり AI を使っている子もいるみたいなので。特に、文章を起こすものを評価したりとかというのが、評価自体がもう難しいのかなと。

逆に、AI をどこまで使いこなせているのかとか、もう AI ありきで評価するということも今後は必要なのかなというふうには思うのですね。

なので、今までやっていた評価の部分というところも、根本的に変わってくる可能性があるのでは。

できれば、大磯町も頑張るのですけれども、神奈川県内だと、結構横須賀なんかも進んでいると聞いているので、やっぱりそういうところのまねをしつつ、大磯の良さをプラスして最先端に行けたら一番いいかなと思うのですけれども、一応、そんなイメージでいます。

以上になります。

教育長) 先ほどの AI の、研究授業というか、事業者が来てくれるのがあるのですよね。

学校教育課主幹) 今、一生懸命連絡を取っていて、来週の 26 か 27 日か。3 時半からは覚えているのですけれども、戻らないとメモが。すみません。確認をします。

武沢委員) これ、神奈川県教委あたりは、何か動きはあるのですか。

学校教育課主幹) 動きは、県教委からは、去年、通知が出て以降、具体的な指示はないですね。

教育長) でも、雰囲気としては、そういう事象者も出してくるソフトも借りながら研究を進めていくという方針ですよ。町教委も県教委も。

学校教育課主幹) はい。教育に活用する方向性になっていますね。

教育長) 働き方改革の一環として。

学校教育課主幹) 一環として、はい。活用の方向で考えているはずですよ。

教育長) 校務支援用に使ってこうという方向性は出ていますね。

櫻田委員) 今は、教職員に関してはどんどん使えるようになっていくと思うのですが、子

どもの使い方がかなり、教育委員会でも温度差があって厳しくしているところもあるみたいですが、そうじゃないところもあります。結構ばらばらなので、ある程度、教育委員会のほうでリードしないと、各学校でお願いというのは難しいかなと思いますので。

今、文科省が初等・中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドラインを出してはいるので、そんなのを参考にしながら、取りあえずざっくり作って示しておくというのも大事かなと思いました。

以上です。

学校教育課主幹) おっしゃるとおりで、ある程度道筋を示して大きなトラブルにならないとか、そういうところから始めないと、禁止、禁止で進んでいくとすごく、やっぱり面白くないので、やっぱりどう使うか。禁止だけじゃなくて、やっぱりどう使うかというのを明確にして、ルールの中で使えるようになれば、すごく有効かなというふうには思います。

だから、多分放置していると好き勝手使ってトラブルの温床になっちゃうかなという懸念があるので、やはり道筋というのは大事かなというふうに考えています。

教育長) ほかに何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、7月17日、木曜日、午後1時30分から、福祉センターさざれ石で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和7年度大磯町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和7年7月17日

教 育 長 府川 陽一

教育長職務代理者 トーリー 二葉

委 員 櫻田 京子

委 員 鈴木 孝善

委 員 武沢 護
